

8. 損益計算書に関する注記

9. キャッシュ・フロー計算書に関する注記

10. 株主資本等変動計算書に関する注記

五 保証債務、手形遡求債務、重要な係争事件に係る損害賠償義務その他これらに準ずる債務（負債の部に計上したものを除く。）があるときは、当該債務の内容及び金額。また、第23条により、機構による重畳的債務引受によって、その対象となる債務を貸借対照表から除外したものがあるときは、その旨及びその金額

六 関係会社に対する金銭債権又は金銭債務をその金銭債権又は金銭債務が属する項目ごとに、他の金銭債権又は金銭債務と区分して表示していないときは、当該関係会社に対する金銭債権又は金銭債務の当該関係会社に対する金銭債権又は金銭債務が属する項目ごとの金額又は二以上の項目について一括した金額

七 取締役、監査役及び執行役との間の取引による取締役、監査役及び執行役に対する金銭債権があるときは、その総額

八 取締役、監査役及び執行役との間の取引による取締役、監査役及び執行役に対する金銭債務があるときは、その総額

九 会社の親会社株式の各表示区分別の金額

4. 損益計算書に関する注記

関係会社との営業取引による取引高の総額及び営業取引以外の取引による取引高の総額

5. キャッシュ・フロー計算書に関する注記

一 資金の範囲に含めた現金及び現金同等物の内容及びにその期末残高の貸借対照表科目別の内訳

二 資金の範囲を変更した場合には、その旨及びその変更による増減額（ただし、変更又は変更による影響が軽微であるときは、その旨又はその増減額の記載を要しない。）

三 営業の譲受け又は譲渡により増減した資産・負債に重要性がある場合には、当該資産・負債の主な内訳

四 重要な非資金取引がある場合にはその内容

五 記載方法を変更したときは、その旨及びその変更による増減額（ただし、変更又は変更による影響が軽微であるときは、その旨又はその増減額の記載を要しない。）

6. 株主資本等変動計算書に関する注記

一 当該事業年度の末日における発行済株式の数（種類株式発行会社にあつては、種類ごとの発行済株式の数）

二 当該事業年度の末日における自己株式の数（種類株式発行会社にあつては、種類ごとの自己株式の数）

三 当該事業年度中に行つた剰余金の配当（当該事業年度の末日後に行う剰余金の配当のうち、剰余金の配当を受ける者を定めるための会社法第124条第1項に規定する基準日が当該事業年度中のものを含む。）に関する次に掲げる事項その他の事項

イ 配当財産が金銭である場合における当該金銭の総額

ロ 配当財産が金銭以外の財産である場合における当該財産の帳簿価額（当該剰余金の配当をした日においてその時の時価を付した場合にあつては、当該時価を付した後の帳簿価額）の総額

四 当該事業年度の末日における会社が発行している新株予約権（会社法第236条第1項第4号の期間の初日が到来していないものを除く。）の目的となる会社の株式の数（種類株式発行会社にあつては、種類及び種類ごとの数）